

論点別インデックスで引く

養育費・婚姻費用 判断の考慮要素

編集 森法律事務所
森 公任
森元 みのり

新日本法規

【論点別インデックス】

1 基礎収入

総収入の認定

事例 番号	裁判年月日	概 要	キーワード	登載 頁
[1]	平3・12・15 名古屋高決	権利者の生活保護の受給を 収入と同視することはでき ないとした事例	生活保護	43
[2]	平21・9・28 東京高決	課長に昇格して超過勤務手 当がなくなった上、賞与が 減額したという主張を退け た事例	将来の増減収 昇格・手当・賞与	46
[3]	平24・8・24 名古屋高決	親族からの援助は、婚姻費 用算定の際に、収入として 考慮しないとした事例	親族からの援助	49
[4]	平26・6・3 東京高決	海外駐在給与は単なる一時 的所得ではないとして婚姻 費用の増額を認めた事例	収入の継続性 海外駐在給与	52
[5]	平27・9・28 東京家審	不動産収入の経費のうち減 価償却費は控除しない一 方、不動産取得のための借 入金の元本分の返済（のう ち少なくとも一部）は控除 するのが相当であるとした 事例	減価償却 ローン返済	55
[6]	平27・12・11 広島家福山支 審	義務者の収入の変動が大き い場合に5年分の平均値を 採用した事例	収入の変動	58

- 〔8〕 70歳まで年金を受給しない選択をした義務者の年収について、65歳で年金の受給を開始していれば得られた年金額を基に認定した事例

(東京高決令元・12・19判タ1482・102)

総収入の認定

事実関係（認定事実）

請 求	夫から妻に対する婚姻費用減額請求			
権利者の事情	職 業	無職	収 入	約63万円
	年金収入あり			
義務者の事情	職 業	無職	収 入	配当収入あり
	年金の受給資格を有しているものの、70歳までは受給しない意向である			
その他の事情	婚姻期間	15年	子	なし
	(別 居)	(2年)	親 権	—

裁判所の判断

総収入の認定

【争点】 年金受給開始年齢を繰り下げている場合の取扱い

権利者の主張

義務者は65歳以降は年金を受給することができるのに、自らの意思でこれを受給していないのであるから、本来受給できる年金を考慮して婚姻費用を定めるべきである

義務者の主張	年金の受給開始時期は任意に選択できるものであるところ、70歳から受給した場合の方が65歳の場合に比べて42パーセント増となることから現時点で年金の受給をしていないのであって、婚姻費用の減額を目的として自身の収入を減らしているわけではない
--------	--

<裁判所の判断>

義務者は、年金受給資格を有しているものの、70歳までこれを受給するつもりがないとしているところ、資料によれば、義務者は、65歳で年金の受給を開始していれば、年額約250万円の年金を受給することができるものと認められることからすると、少なくとも再雇用の期間が満了して義務者が無職となった平成31年4月以降は、上記の年金収入を給与収入に換算した約390万円（年金収入については職業費が不要であることを考慮し、基礎収入割合39パーセントに20パーセントを加えて基礎収入を算定し、基礎収入額を基礎収入割合38パーセントで除したもの）について、義務者が本来であれば得ることができる収入として、婚姻費用の分担額の算定の基礎とするのが相当である。

なお、義務者は、年金の受給開始時期は任意に選択できるものであり、義務者は自身の選択として現時点で年金の受給をしていないのであって、婚姻費用の減額を目的として自身の収入を減らしているわけではないと主張する。

しかしながら、前記のような義務者の固有資産である株式自体とは異なり、同居する夫婦の間では、年金収入はその共同生活の糧とするのが通常であることからすると、これを義務者の独自の判断で受給しないこととしたからといって、その収入がないものとして婚姻費用の算定をするのは相当とはいえない。

そこで、前記のとおり、本件においては、義務者が受給することが

可能な年金収入を給与収入に換算した約390万円を、婚姻費用の分担額の算定の基礎とすることとするが、このような取扱いをする以上、今後、実際に義務者が年金の受給を開始し、受給開始時期との関係で前記の金額よりも高額な年金を受給することができたとしても、基本的には、当該高額な年金の受給に基づいて婚姻費用の算定をすることはできず、この事実をもって、婚姻費用を変更すべき事情に当たるものと認めることもできないということになる。

コメント

本事例は、年金の受給開始を70歳まで繰り下げる選択をした義務者の年収をどうみるかが問題となった事案です。

裁判所は、同居する夫婦の間では、年金収入はその共同生活の糧とするのが通常であることからすると、これを義務者の独自の判断で受給しないこととしたからといって、その収入がないものとして婚姻費用の算定をするのは相当とはいえないとして、65歳で年金の受給を開始していれば得られた収入を基に基礎収入を計算し、婚姻費用を算出しました。

このように解して婚姻費用を算出しても、義務者は将来的には多くの年金を受給できるため一方的に酷とはいえない一方、義務者の収入をないものとするれば権利者が直近で満足に婚姻費用を受け取れず生活に困ることが予想されるため、それを避けるためには妥当な判断だと思われる。

実際に収入がないにもかかわらず、婚姻費用・養育費等の算定に当たって収入認定するには、潜在的稼働能力を考慮して従前の収入ないし賃金センスを使用する方法等がありますが、本事例は、年金の繰り下げ受給の件で、新しく判断を示した点で参考になると思われる。

なお、裁判所は、理由中で、今後、実際に義務者が年金の受給を開始し、受給開始時期との関係で、65歳で受給を開始したときより高額な年金を受給することができたとしても、基本的には、この高額な年金の受給に基づいて婚姻費用の算定をすることはできず、この事実をもって、婚姻費用を変更すべき事情に当たるものと認めることもできない、と補足説明を行っています。

当然の帰結ですが、あえて明記することで、将来の紛争予防のために釘をさしたのだと思われます。

[16] 年齢、資格、経験等から見て以前と同程度の収入を得る稼働能力があるものと認められるとして減額申立てを却下した事例

(大阪高決平22・3・3家月62・11・96)

稼働能力

事情変更

事実関係（認定事実）

請 求	収入減少を理由とする婚姻費用減額請求			
権利者の事情	職 業	不明	収 入	約363万円
	特になし			
義務者の事情	職 業	歯科医師	収 入	約18万円（月・手取り）
	<ul style="list-style-type: none"> ・従前は約558万円の年収があった ・前件調停成立後に退職し、大学の研究生として勤務しながらアルバイトをして収入を得る状況となった 			
その他の事情	婚姻期間 (別 居)	3～4年 (1～2年)	子	長女
			親 権	—

裁判所の判断

稼働能力

事情変更

【争点】 退職した減少後の収入を算定の基礎とできるか

権利者の主張	自らの意思で退職して給料が下がったことを理由に婚姻費用の減額を求めるのは不当
義務者の主張	人事の都合で病院を辞めざるを得なかった

＜裁判所の判断＞

調停において合意した婚姻費用の分担額について、その変更を求めるには、それが当事者の自由な意思に基づいてされた合意であることからすると、合意当時予測できなかった重大な事情変更が生じた場合など、分担額の変更をやむを得ないものとする事情の変更が必要である。

そこで、本件についてこれをみるに、前記認定のとおり、相手方は前件調停が成立してから×か月後に就職先を退職し、大学の研究生として勤務して収入を得る状況となっており、平成21年の収入は合計399万7,890円となり、前件調停成立時に比して約3割減少していることを認めることができる。相手方は、退職の理由について、人事の都合でやむを得なかった旨主張するが、実際にやむを得なかったか否かはこれを明らかにする証拠がない上、仮に退職がやむを得なかったとしても、その年齢、資格、経験等からみて、同程度の収入を得る稼働能力はあるものと認めることができる。そうすると、相手方が大学の研究生として勤務しているのは、自らの意思で低い収入に甘んじていることとなり、その収入を生活保持義務である婚姻費用分担額算定のための収入とすることはできない。

したがって、本件においては、相手方の転職による収入の減少は、前件調停で合意した婚姻費用分担額を変更する事情の変更とは認められない。

コメント

本事例は、夫婦が別居後に婚姻費用分担調停で婚姻費用を月6万円と合意した数か月後、歯科医師である夫が勤務先を退職し、収入減少を理由として婚姻費用を月1万円に減額することを求めた事案です。

判示されているとおり、通常、合意した婚姻費用の分担額について変更を求めるには、合意当時予測できなかった重大な事情変更が生じた場合など、分担額の変更をやむを得ないものとする事情の変更が必要とされています。

裁判所は、義務者が主張した、人事の都合でやむを得なかったという退職の理由について、実際にやむを得なかったか否かは明らかにする証拠がないとした上で、仮にやむを得なかったとしても、その年齢、資格、経験等から見て、退職前と同程度の収入を得る稼働能力はあるものと認めることができ、義務者が大学の研究生として勤務しているのは、自らの意思で低い収入に甘んじていることになり、その収入を生活保持義務である婚姻費用分担額算定のための収入とすることはできないと判断しました。

判断の背景には、義務者の退職の時期が前件調停成立後間もなくであったこと、義務者は高度専門職であり相応の求人・収入が認められるであろうにもかかわらず手取り月額18万7,000円というのは、従前の年収558万円、そして復職した権利者の年収363万円と比べても低額であること、減収に伴い求める減額後の婚姻費用がわずか1万円ですら自ら支払うと合意した6万円からの差が大きいこと等の事情を総合的に考慮すると、本件で減額を認めることは適当ではないという価値判断があると思われれます。

仮に、退職の時期が前件合意から空いており、求めた減額の金額がこれほどまでに大きくなければ、また違った結論が導かれていた可能性もあると思われれます。

[35] 一括払により受領した養育費を使い果たした後の追加請求が認められなかった事例

(東京高決平10・4・6家月50・10・130)

学 費

事実関係（認定事実）

請 求	元妻が元夫から一括支払を受けた養育費を使い切った後の追加の養育費の支払請求			
権利者の事情	職 業	無職	収 入	0万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・病弱で稼働収入を得られていない状況 ・一括支払で受領した養育費1,000万円を使い切った 			
義務者の事情	職 業	会社員	収 入	給与所得：1,188万円 不動産所得：778万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費1,000万円、離婚に伴う財産分与、慰謝料3,000万円を支払った ・将来相互に金銭上の請求をしない合意をした 			
その他の事情	婚姻期間 (別居)	9年 (一)	子	1人（私立高校3年在学中）
			親 権	権利者

裁判所の判断

学 費

【争点】 養育費の一括支払後の追加請求が認められるか

権利者の主張	子が中学校を卒業するまでに養育費の1,000万円を使い
--------	-----------------------------

	切った。権利者は稼働できない状態であるが、子を私立高校に通学させ、大学に進学させることを予定しているため、子の高校及び大学の費用を請求したい
義務者の主張	子が成人に達するまでの養育費は義務者が支払った1,000万円と権利者の支出によって賄われるべきであり、義務者に対して新たに養育費を求めるべきではない

<裁判所の判断>

本件当事者間においては、既に調停によって抗告人が負担すべき養育費の額が合意されて抗告人はその金額を支払済みであり、調停によって定められたもの以外には何らの金銭請求もしない旨の合意が成立している。しかし、民法880条は、協議又は審判で扶養の程度や方法を定めた後に事情の変更が生じた場合には、先にされた協議又は審判を変更することができる旨規定しているのであるから、前記調停の成立後に、調停時には予見できなかった事情の変更が生じたことにより、調停で定めた養育費の額が事件本人の生活の実情に適さなくなり、新たに養育費を定めるべき相当な事情が生じた場合には、相手方から抗告人に対する養育費の請求が許されることとなる。

そこで、このような事情の変更が生じているか否かを検討するに、相手方は事件本人が中学校を卒業するまでに抗告人から養育費として支払を受けた1,000万円を使い切ったと主張するが、その大半は私立学校の授業料と学習塾の費用であるところ、離婚調停における前記合意よりすれば、相手方は受領した養育費を計画的に使用して、養育に当たるべき義務があるものと解すべきであり、相手方において、事件本人を公立の小中学校に通学させ、学習塾の費用を節約すれば、抗告人から支払を受けた1,000万円の大半は使用せずすみ、事件本人に高等教育を受けさせる費用として使用することが可能であったと考え

られるのに、小学校から私立学校に通わせると共に学習塾にも行かせたものである。相手方は原告人が小学校から一貫して私立学校での教育を受けていることから、事件本人にも私立学校での教育を受けさせるのが相当であると主張するが、前記認定のとおり、当事者間において相手方がその責任において事件本人の養育に当たる旨の合意が成立しているのであり、原告人は事件本人の養育の方法について具体的な希望を述べた形跡はないのであるから、事件本人の養育方法については、相手方の資力の範囲内で行うべきで、これと無関係に私立学校に通学させるべきものとは認められない。また、私立学校の授業料や学習塾の費用がある時期から急激に高騰したといった事情は認められないから、相手方としては、事件本人を私立学校と学習塾に通わせた場合には、高等教育を受ける以前に原告人から支払われた養育費を使い尽くすことは当初から容易に予測可能であったと認められるのであり、これを補うためには、相手方自ら稼働して養育費を捻出するか父親からの援助を得ることが必要であったと考えられるが、相手方は離婚後就労状況が安定していないし、家業は父親の存命中から不振続きであったから、これらによって養育費を補填することは当初からあまり期待できない状況にあったと認められる。

以上の事実によれば、前記の調停成立後にその内容を変更すべき事情の変更が生じたとは認めることはできず、事件本人が、既に就労可能な年齢に達していることを併せて考慮すれば、相手方の本件養育費請求は理由がない。

コメント

本決定は、具体的事案における判断ではあるものの、養育費が一括支払された場合においても予見できなかった事情の変更が認められ

ば、追加の養育費請求の余地があることを示したものとして、実務上参考になるものと思われます。

一括して受領した養育費を監護者が無計画に使い果たした場合であっても、子自身から扶養料の請求がされると、子自身には、養育費を使い切った責任はありませんので、義務者は扶養料の支払責任を負う可能性があります。

[39] 権利者の不貞行為により婚姻費用分担請求は信義則あるいは権利濫用の見地から子の養育費相当分に限って認められるべきとした上で、子の私立高校の学費の他、バイオリンレッスン代、交通費のうち標準的算定方式で考慮される教育費を超過した分の加算を認めた事例

(大阪高決平28・3・17判時2321・36)

有責配偶者・権利濫用・信義則違反

学 費

事実関係（認定事実）

請 求	別居期間中の婚姻費用分担請求			
権利者の事情	職 業	—	収 入	176万5,811円
義務者の事情	職 業	—	収 入	1,347万1,300円
その他の事情	婚姻期間 (別 居)	17年（2年） 今回の別居以前にも、別居した期間がある	子	・長女（私立高校生） ・二女（中学2年生） ・長男（中学1年生）
			親 権	—
長女は私立高校の音楽科に通学してバイオリンを専攻しており、その授業料、通学のための交通費、学校教師によるバイオリンレッスン代及び交通費、学校外講師によるバイオリンレッスン代が必要である				

裁判所の判断

有責配偶者・権利濫用・信義則違反

【争点】有責配偶者からの婚姻費用分担請求は認められるか

義務者の主張	権利者は義務者以外の男性と不貞行為を行ったものであり、権利者は義務者との婚姻共同生活の維持・修復のための努力を怠ったものであり、そのような権利者が自らの生活費の支払を義務者に求めることは権利の濫用であり、許されない
権利者の主張	不貞行為は行っておらず、婚姻費用分担申立ては権利濫用に当たらない

<裁判所の判断>

権利者が不貞行為に及んだと推認し、権利者と義務者が別居に至った原因が権利者にあると認定した上で、権利者の義務者に対する婚姻費用分担請求は、「信義則あるいは権利濫用の見地から、子らの養育費相当分に限って認められるというべきである」とした。

学 費

【争点】長女の私立高校の学費等、二女・長男の通学費、長男の学習塾費用を考慮し、婚姻費用分担額に加算すべきか

権利者の主張	・長女の学費（私立高校の授業料、学年費の他に、通学費用、学校教師によるバイオリンレッスン代や学校外講師によるバイオリンレッスン代及び交通費を含む）のうち、標準的算定方式において通常の学費として考慮される額を超える分は、特別の学費として養育費に加算すべきである
--------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・二女と長男についても、通学交通費、長男の学習塾費用等が必要であり、特別の学費として加算すべきである
義務者の主張	<ul style="list-style-type: none"> ・長女の私立高校への通学費用及び学校外講師とのレッスン代を特別の学費として加算すべきではない ・二女・長男の通学交通費、長男の学習塾費用等を特別の学費として加算すべきではない

<裁判所の判断>

長女は、私立高校の音楽科に通学してバイオリンを専攻しており、その授業料等の納付金として年額81万円が、その学年費として年額14万円が、通学のための交通費として年額8万円程度が、学校教師によるバイオリンレッスン代及び交通費として年額16万6,560円がそれぞれ必要であるほか、本件男性講師によるバイオリンのレッスンを受けており、その月謝は、毎月少なくとも8,000円（年額9万6,000円）とみるのが相当である。

長女の上記学費のうち、年額33万3,844円（公立高校の教育費の平均）を超える部分については、いわゆる標準的算定方式において、通常教育費として考慮されていない特別の学費として、原告人と相手方の収入状況等に照らし、その87%を原告人において負担するのが相当である。

原告人は、長女の私立高校への通学費用及び本件男性講師とのレッスン代を特別の学費として婚姻費用分担金の算定において考慮すべきではないと主張する。しかし、長女は、私立高校の音楽科に通学してバイオリンを専攻していること及び財産分与のための本件マンションの売却を機に転居したことに照らせば、転居の事情はやむを得ないものというべきであるし、通学先を変更することも困難であると認めら



新日本法規